

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第9回会議録	
日時	平成24年4月27日(金) 18:30~20:15
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■星野信吾富士見市長</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、並木克美、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■事務局 渡辺自治振興部長、市川地域文化振興課長、中嶋副課長、近藤主査、原山主事</p> <p>《欠席者》 ■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、山下洋子、多田淳之介 ■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. 市長あいさつ 市長</p> <p>3. 資料確認・報告 (1) 文化芸術アドバイザー及び欠席委員からの条文に対する意見について 事務局より、資料の配布・説明を行い、文化芸術アドバイザーの平田オリザ氏、北原幸男氏、及び多田委員から条例に寄せられたコメントについてそれぞれ報告を行った。 委員からの質問・意見は特になし。</p>

(2) パブリックコメントについて

事務局より、パブリックコメント（合計7件）の全文の紹介及びその回答方針についての説明を行った。

委員からの質問・意見は特になし。

4. 議事

進行：委員長

(1) 条文について

事務局) あらためて法規審査から3ヶ所について意見があった。

1・前文

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。……

提案) 上記の「さらに」を取る

理由) 「加えて」という言葉が、「さらに」という意味を含むため。

2・第3条の第3号

(3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境の整備と活動を支える人材の育成を図る。

提案) 文末を「図るよう配慮する」とする。

理由) 第3条の他の号と語尾を揃えるため。

3・第6条の標題

(市の役割・責務)

提案) (市の役割) とする。

理由) 第4条、第5条の標題と揃えるため。

委員) 「1」についてだが、前文の「さらに」という部分は、さまざまな活動の積み重ねを強調するために必要だと思う。

委員) 「2」については、提案どおりで差し支えないと考える。

委員) 「3」について確認したいが、「責務」という表現

を削除する意義は。

事務局) 表現方法を統一するという考え方だとうかがっている。

委員) 表現の仕方は法務の手順で良いと思うが、市に対しては「役割」だけでなく「責務」も課せられているという意味があるので、削除はいかがなものか。

委員長) 委員の意見について整理する。

『1・前文』について

原文のままで上程したい。

『2・第3条の第3号』

法規の提案どおり変更して問題ない。

『3・第6条の標題』

法務上の表現により、標題に「役割」と「責務」を併記する。

(2) その他

議会上程に向けたスケジュールについて説明した。

5. 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第9回会議 次第

日時 平成24年4月27日(金)

午後6時30分から

場所 富士見市役所 市長公室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 資料確認・報告

(1) 文化芸術アドバイザー及び欠席委員からの条文に対する意見について

(2) パブリックコメントについて

4 議 事

議長 委員長

(1) 条文について

(2) その他

5 閉 会